

## 目次

' 22 7月31日訂正版

### 第1篇 JRの運賃・料金

Introduction 1：はじめに

No.1：JR運賃・料金 ①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

本資料に掲載

No.2：JR運賃・料金 ②（運賃の算出）

No.3：JR運賃・料金 ③（運賃計算の特例）

No.4：JR運賃・料金 ④（運賃の割引）

No.5：JR運賃・料金 ⑤（料金の種類）

No.6：JR運賃・料金 ⑥（料金計算の例外）

**番外**：山陽・九州新幹線、東北・北海道新幹線の料金

No.7：JR運賃・料金 ⑦（乗継割引）

No.8：JR運賃・料金 ⑧（団体旅客の取扱い）

No.9：JR運賃・料金 ⑨（乗車券類の有効期間）

No.10：JR運賃・料金 ⑩（乗車券類の払戻し）

No.11：JR運賃・料金 ⑪（乗車変更、運行不能、列車の遅延、乗車券類の紛失）

### 第2篇 貸切バスの運賃・料金計算

No.12：貸切バスの運賃・料金

### 第3篇 宿泊料金の計算

No.13：宿泊料金の計算

### 第4篇 フェリーの運賃・料金計算

No.14：フェリーの運賃・料金の計算

### 第5篇 国内航空の運賃・料金の計算

No.15：国内航空の運賃・料金 ①（航空運賃と航空券の規則）

No.16：国内航空の運賃・料金 ②（さまざまな航空運賃）

## Introduction 1：はじめに

### ○ 運賃・料金について

国内旅行業務取扱管理者試験の科目の一つである「国内旅行実務」は、「運賃・料金」と「国内観光地理」の分野から成っています。

このうち「運賃・料金」は、「運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の旅行業務に関連する料金（試験実施要領より）」が出題されます。具体的には、「JR、宿泊、貸切バス、フェリー、国内航空」の運賃・料金について、設問の条件に基づく正解肢を選択する問題が続いています。

この分野の特徴は、① 応用問題が中心であり、正解するために必要な知識が多く、他の科目よりも**習得に時間がかかる**こと、② それぞれの運送・宿泊機関には各種の料金が設定されていて、どの場面で使用するのか等、やや複雑な規定があり**正確な知識が必要**なことなどがあげられます。

そこで、ある程度の時間を用意して、計画的に学習する必要があります。

### ○ 出題の内訳

年度	JR	貸切バス	航空	宿泊	フェリー	運賃・料金合計
令和3	5問：20点	4問：16点	2問：8点	1問：4点	—	12問：48点
令和2	5問：20点	3問：12点	2問：8点	1問：4点	1問：4点	12問：48点
令和1	5問：20点	4問：14点	2問：8点	1問：4点	1問：4点	13問：50点
平成30	6問：24点	3問：12点	2問：8点	1問：4点	1問：4点	13問：52点
平成29	5問：20点	3問：12点	2問：8点	1問：4点	1問：4点	12問：48点

「運賃・料金」と「観光地理」は、ほぼ50%ずつの配点です。

「運賃・料金」の分野では、JRが問題数と配点が最も高く、この項目の攻略がまず重要です。次いで、貸切バス、航空と続きます。フェリーと宿泊は各1問で、フェリーは平成29年から出題されていましたが、令和3年は出題がありませんでした。これらから**70%（35点前後）以上の得点を目指しましょう。**

### ○ 出題の内容

#### （JR）

具体的な行程の運賃・料金の額、特急料金の乗継割引、乗車券類の払い戻し等が定番の出題項目です。各項目ともに、原則～例外を一通りマスターしたうえでなければ正解できない問題が多く、最も学習に時間がかかります。

#### （貸切バス）

平成26年に運輸局長により公示された「一般貸切自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」を適用して、運賃や各種の料金を算出する問題が続いています。そこでまずこの内容を理解します。また、「貸切バス約款」の知識が直接問われることがあります。

#### （宿泊）

「モデル宿泊約款」の規定を具体例に当てはめる問題が中心です。約款が定める数字や金額を覚えて、練習問題を繰り返しましょう。

#### （フェリー）

「フェリー約款」の規定を前提に、利用人員の組み合わせによる運賃・料金や、払い戻し及び手荷物に関する問題が中心です。

#### （航空）

日本航空、全日空の各種運賃や払い戻しに関する知識、小児の取扱いなどが定番の出題項目です。航空運賃は頻繁に変更されるので、最新の知識が重要です。

# No.1 : JR運賃・料金①（運賃と料金、乗車券類の発売時期、年齢区分）

## JRとは

国営の事業として、日本全国に路線を有した日本国有鉄道（略称 国鉄）は、1987年に「JRグループ」として、6社の旅客鉄道会社と1社の貨物鉄道会社に分割民営化されました。

6社の旅客鉄道会社は、略称としてJR北海道、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR四国、JR九州といえます。分割民営後はしばらくの間、運賃・料金ともに6社共通で、全国的に統一のルールで運営されていました。しかしその後、運賃・料金の改定や各社間にまたがる新幹線の延伸などにより、会社間で異なる取扱いが多く見られるようになりました。 **ここがややこしい。**

それでも、国内で最も大きい鉄道グループであることは間違いなく、規則も多くの点で共通です。そのため、旅行管理者試験でも鉄道の運賃・料金はJRに関するものが出題されています。

**西武、東武、名鉄、近鉄、西鉄など、地方の私鉄は運行地域が限定されるためか、試験には登場していません。**

## 1. 運賃と料金

### a. 運賃とは

ある駅からある駅までの、JRの「**輸送に対する対価**」のこと。

JRを利用するときは必ず運賃を支払って**乗車券**の交付を受ける必要があります。

例えば、東京駅から新大阪駅までは、新幹線を利用して普通列車を利用しても、利用する列車に関係なく、いずれも運賃は8,910円です。

### b. 料金とは

JRが提供する「**特別なサービスに対する対価**」のこと。

速い列車や特別な設備を有する列車を利用する場合（これが特別なサービス）には、特急料金、グリーン料金、寝台料金などが必要になります。 **乗車券と料金券を合わせて「乗車券類」といいます。**

《例》

- ① 普通列車、快速列車の普通席を利用する場合 → **乗車券のみ必要**
- ② 新幹線の普通席を利用する場合 → **乗車券、特急券が必要**    **新幹線は特急列車**
- ③ 寝台特急の個室寝台を利用する場合 → **乗車券、特急券、寝台券が必要**

## 《主な乗車券類》

運賃	片道乗車券	経路の連続した区間を片道乗車する場合に発売される乗車券
	往復乗車券	経路が同じ区間を往復乗車する場合に発売される乗車券
	連続乗車券	乗車区間が1周してさらに超える場合や乗車区間の一部が重なる場合に発売される乗車券
	普通回数乗車券	片道200km以内の区間の各駅相互間で発売される11券片の乗車券
	団体乗車券	団体旅客専用の乗車券
料金	指定席特急券*1	乗車する日、列車、座席及び乗車区間を指定して発売される特急券
	自由席特急券	座席の使用を条件としないで発売される特急券
	グリーン券*2	グリーン車を利用する場合に発売される
	寝台券	寝台を利用する場合に発売される
	コンパートメント券	個室を利用する場合に発売される
	座席指定券	快速列車と普通列車の指定席を利用する場合に発売される

\*1 特急は、JRの規則では「特別急行」といい、特急券も「特別急行券」といいます。

\*2 グリーン車は愛称であり、JRの規則では「特別車両」といい、グリーン券も「特別車両券」といいます。グリーン車の中には、上位ランクの「グランクラス」という座席もあります。

p. 4 《国内管理者試験受験用》 国内／運賃・料金①（'22 7月31日 訂正版）  
JRの規則では“乗車券類とは、乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券及び座席指定券をいう”と定めています。

## 2. 乗車券類の発売時期

a. 普通乗車券（片道乗車券、往復乗車券、連続乗車券）

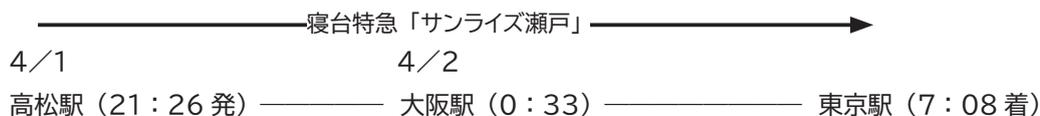
- ① 発売当日から有効となるものを発売します。通常は乗車当日に購入します。
- ② ただし、同時に指定券を使用するときは、**指定券を発売する日**から発売します。 b. ①参照

b. 指定席券（特急券・グリーン券・寝台券・コンパートメント券・座席指定席券）

- ① 当該列車が**始発駅を出発する日の1箇月前の日の午前10時**から発売

《例1》4月1日に東京駅を出発する新幹線「のぞみ」の指定券は、3月1日の午前10時から発売されます。  
乗車券も一緒に発売できます。

《例2》以下の行程で、4月2日に大阪駅から寝台特急「サンライズ瀬戸」に乗車する場合でも例1と同様に、3月1日の午前10時から発売されます。



- ② 1箇月前に対応する日がないときは以下のように、**乗車月の1日**です。

始発駅出発日	3月29, 30, 31日	5月31日	7月31日	10月31日	12月31日
発売開始日	3月1日	5月1日	7月1日	10月1日	12月1日

## 3. 年齢区分

- ① JRでは旅客を年齢により、以下のように区分しています。

大人	12歳以上の者
小児	6歳以上12歳未満の者（12歳以上13歳未満の <b>小学校の児童を含む</b> ）
幼児	1歳以上6歳未満の者（6歳以上7歳未満の <b>小学校入学前の幼児を含む</b> ）
乳児	1歳未満の者

小学生から小児、中学生から大人と覚えればよいでしょう。

- ② 小児の運賃は大人の運賃の**半額**です。

《例》

大人運賃が3,410円のと看、 $3,410 \text{円} \div 2 = 1,705 \rightarrow 1,700 \text{円}$ （10円未満切り捨て）  
また、特急料金も**半額**ですが、グリーン料金や寝台料金は大人と同額です。

- ③ 幼児は、大人又は小児に随伴されているときは、**2名まで**運賃・料金は**無料**です。（3人目から小児として取り扱われます。）

また、次の場合も小児として取り扱われます。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、指定席又は寝台を幼児だけで使用して旅行するとき。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

- ④ 乳児の運賃・料金は上記の(2)以外は人数に関係なく**無料**です。

次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 普通列車で東京駅から横浜駅まで乗車するときは、乗車券のみが必要である。( )
- (2) 特急列車で名古屋駅から富山駅まで乗車するときは、乗車券のみが必要である。( )
- (3) 新幹線のグリーン車で、博多駅から鹿児島中央駅まで乗車するときは、特急券とグリーン券のみが必要である。  
( )
- (4) 始発駅を8月31日に出発する特急列車の指定席券は、7月31日の午前10時から発売される。( )
- (5) 東京駅を10月1日の21時50分に出発する寝台特急「サンライズ出雲」に、10月2日の0時20分に静岡駅から乗車する場合の特急券と寝台券は9月2日から発売される。( )
- (6) 12歳の小学校6年生は、小児運賃が適用される。( )
- (7) 大人1人の運賃が4,510円の区間を小児1人が利用すると運賃は、 $4,510 \text{円} \div 2 = 2,255 \text{円} \rightarrow 2,260 \text{円}$ である。( )
- (8) 大人1人と小学生1人が普通列車に乗車するときは、大人1名と小児1名の運賃が必要である。( )
- (9) 大人1人が3歳と4歳の幼児を随伴して、普通列車に乗車するときは、大人1人分の運賃が必要である。  
( )
- (10) 大人1人が3歳と4歳の幼児を随伴し、特急列車の指定席を3席利用して、旅行するときは、大人1人と小児2人の乗車券と、大人1人と小児2人の特急券が必要である。( )

## Check Test 解答・解説

### No.1

- (1) ○：普通列車に乗車する場合は、料金は必要なく運賃（乗車券）のみが必要。
- (2) ×：特急列車を利用するときは、運賃（乗車券）だけでなく、**特急料金**（特急券）が必要。
- (3) ×：特急券とグリーン券に加えて、運賃（**乗車券**）も必要。乗車券はJRに乗車するときは必ず必要。
- (4) ○：指定制の座席は、始発駅を出発する日の1箇月前の日の午前10時から発売される。
- (5) ×：指定制の座席は、**始発駅を出発する日**の1箇月前の日の午前10時から発売される。よって、発売開始日は9月1日である。乗車日でないことに注意。
- (6) ○：12歳であっても、小学校に在学中は小児運賃が適用される。
- (7) ×：小児運賃は大人運賃の半額であり、2で割ったときに10円未満があれば切り捨てる。よって、2,250円となる。
- (8) ○：大人には大人運賃、小児には小児運賃が必要である。小児は無賃にはならない。
- (9) ○：大人が幼児を随伴するときは、幼児2名までが無賃になる。よって、大人1人分の運賃のみが必要。
- (10) ○：前問と異なり、幼児であっても**指定席を専用**するときは、小児として取り扱われる。  
よって、本問では幼児2名は小児となり、小児用の乗車券と特急券が2人分必要になる。